

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：路委第1号 履行期間：185 日間 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年07月01日 公共 事業名：道路台帳補正事業 諸経費率：公共委託 令和07年05月 業務名：道路台帳補正業務委託 設計部課名：都市建設部路政課 業務場所：久留米市 全域 地内					
設 計 の 概 要	(当初設計) 補正延長 L = 6 . 7 7 k m (新規 1 . 5 8 k m、改良 5 . 1 9 k m) 4 級基準点測量 9 点 現地測量 (0 . 1 0 6 k m²) 1 式 道路台帳要素補正 線の物件要素補正 2 . 1 7 k m 局部の物件要素補正 (交差点・部分改良) 1 1 9 箇所 点的物件要素補正 (カーブミラー・標識) 6 3 箇所 データ作成 新規・改良データ作成 4 . 6 0 k m 線の物件データ作成 2 . 1 7 k m 局部の物件データ作成 1 1 9 箇所 点的物件データ作成 6 3 箇所 橋梁台帳作成 5 橋 路線網図作成 3 4 路線				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量業務						
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
打合せ協議	1	式				
打合せ(測量業務) 中間打合せ 3回	1	式				
基準点測量	1	業務			委 2 号	
4 級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし	9	点			委 3 号	
現地測量	1	式				
現地測量 S=1/500 作業量0.106km ²	1	式			委 4 号	
道路台帳要素補正	1	式				
線の物件要素補正	2.17	km			委 5 号	
局部の物件要素補正	119	箇所			委 6 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
点的物件要素補正	63	箇所			委 7 号	
データ作成	1	式				
新規・改良データ作成	4.60	km			委 8 号	
線の物件データ作成	2.17	km			委 9 号	
局所的物件データ作成	119	箇所			委 10 号	
点的物件データ作成	63	箇所			委 11 号	
橋梁台帳作成	1	式				
橋梁台帳作成 2.0m以上7.5m未満	2	橋			委 12 号	
橋梁台帳作成 7.5m以上14.5m未満	3	橋			委 13 号	
測定基図補正内容記入	1	式				
測定基図補正内容記入	262	箇所			委 14 号	
路線網図作成	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
路線網図データ作成 1/5000	34	路線			委 15 号	
告示資料作成	1	式				
告示資料作成	163	路線			委 16 号	
ファイリング	1	式				
橋梁台帳スキャナ入力	10	枚			委 17 号	
属性データ入力	5	件			委 18 号	
道路台帳閲覧システムデータ更新	1	式				
shapeデータ変換	1	式			委 19 号	
道路台帳・用地管理システムデータ更新	1	式			委 20 号	
統合型GISデータ更新	1	式			委 21 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費(率計上分)	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電子成果品作成費(率計上分)						
	1	式				
直接測量費計						
	1	式				
測量諸経費						
	1	式				
積上分(諸経費対象額外)						
	1	式				
路線網図出力						
	1	式				
路線網図出力 1/5,000 A2判	1,625	枚			委 1 号	
製本(表紙代) 1/5,000 A2判	34	冊				
業務価格						
	1	式				
消費税等相当額						
	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和7年7月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和6年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。 ※（3）（4）については必要に応じて提出

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

業務計画書は、契約締結後速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 使用する主な基準類 |
| (7) 連絡体制（緊急時含む） | (8) 成果物の品質を確保するための計画 | |
| (9) その他、監督職員が必要と認めたもの | | |

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受託者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から185日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査・設計業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

道路台帳補正業務委託

特記仕様書

令和7年7月

久留米市

道路台帳補正業務委託

第1条 定義及び適用

- 1 本仕様書に述べる「発注者」とは本業務の委託者久留米市をいい、「受注者」とは本業務の受託者をいう。
- 2 本仕様書は、「道路台帳補正業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、作業の主な項目は下記のとおりである。
 - a) 地形図データ・測定基図データの補正
 - b) 市道認定路線網図の補正
 - c) 道路台帳調書データの補正

第2条 業務の実施基準

- 1 本仕様書に明記されていない事項については、次の法令等に準拠するものとする。
 - a) 測量法
 - b) 測量法施行令
 - c) 久留米市公共測量作業規程
 - d) 道路法
 - e) 道路法施行規則
 - f) 国土交通省道路施設現況調査要項
 - g) 久留米市道路台帳処理システム書
 - h) 久留米市公共基準点管理規程
 - i) 普通交付税に関する省令
 - j) 久留米市契約事務規則
 - k) 測量業務共通仕様書（福岡県県土整備部）
 - l) 設計業務共通仕様書（福岡県県土整備部）

第3条 業務遂行上の遵守基準

- 1 「受注者」は、業務遂行にあたって、その精度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件を満足し、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- 2 「受注者」は、作業実施に先立ち、作業実施計画を「発注者」に提出して承認を得るものとし、業務期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

また、現地作業の中途において疑義を生じた場合は、「発注者」と綿密に打合せを行わなければならない。
- 3 「受注者」は、民地に立ち入る場合は、トラブルを起こすことのないように慎重な態度で業務遂行にあたらなければならない。
- 4 「受注者」は、測量法第15条に基づき、測量時には「発注者」が発行する身分証明書を携帯しなければならない。
- 5 「受注者」は、本作業に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりして

はならない。

- 6 測量法に基づく公共測量の諸手続きやその他の届けは、「受注者」が全て代行するものとする。
- 7 「受注者」は、作業実施にあたり関係法規を遵守し、常に適切な安全管理を行うものとする。
特に、交通事故や公衆の迷惑になるような行為は絶対に避けなければならない。
- 8 「受注者」は、本作業中に起きた全ての事故に責任を負い、損害賠償等についての一切を処理するものとする。
- 9 「受注者」は、本作業において使用する測量機器について、高度の技術水準を持つ中立機関による検定を受け、検定書を提出し「発注者」の承認を得るものとする。
- 10 本作業において、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、「発注者」「受注者」協議の上決定するものとする。

第4条 資料の貸与

- 1 「発注者」は、本作業の実施にあたり必要な下記の資料を「受注者」に貸与するものとする。
 - a) 数値地形図データファイル（レベル 500）
 - b) 測定基図データファイル（レベル 500）
 - c) 市道認定路線網図データファイル（S=1/2, 500, 1/10, 000）
 - d) 久留米市基準点成果
 - e) 過年度道路台帳調書データ
 - f) 久留米市道路台帳処理システム書
 - g) その他「発注者」が必要と認めた諸資料
- 2 「受注者」は、前項で貸与した資料を作業終了後、「発注者」に速やかに返却しなければならない。

第5条 業務内容

- 1 基準点測量
 - 4級基準点測量は、新規・新設道路において、延長が同一路線で150mを超えるものについて観測するものとする。なお、補正箇所近隣に「発注者」の設置した基準点が在る場合には、その基準点を与点として測量を実施するものとする。また、基準点がない場合には「発注者」と協議を行い、「発注者」の指示に従うものとする。
- 2 現地測量
 - a) 道路新設及び道路改良による数値地形図データ、測定基図データの補正を行うものとする。
 - b) 測定基図データの補正は、現地調査・データ編集・台帳要素データ入力・既測図のデータ削除の作業も含むものとする。
 - c) 測量幅については、新規認定道路を45m、道路改良（両側）を15m、道路改良（片側）を10mとする。
- 3 道路台帳要素補正
 - a) 線の物件（舗装・防護柵等）、点的物件（反射鏡、標識等）及び局部的物件（部分改良等）の新設・改良による数値地形図データ、測定基図データを補正するものとする。
 - b) 測定基図データの補正は、現地調査・データ編集・台帳要素データ入力・既測図のデータ削

除の作業を含むものとする。

4 データ作成

- a) 道路台帳及び道路施設管理台帳のデータの補正を行うものとする。
- b) 道路新設及び道路改良のデータ作成については、座標測定・データ収集・データ入力の作業を含むものとする。
- c) 線的物件（舗装・防護柵等）、点的物件（反射鏡、標識等）、局部的物件（部分改良等）については、データ収集・データ入力の作業を含むものとする。

5 橋梁台帳作成及びファイリング

- a) 新規認定路線に架かる橋梁、改良により架け替えられた橋梁について、「発注者」が指定する様式にて、現地写真、平面図、断面図、橋梁諸元を記載した橋梁台帳を作成するものとする。
- b) 作成した橋梁台帳は、PDF データ（カラー A3 サイズ）にてファイリングを行い、公共用地財産管理システムで閲覧できるよう、属性データの付与を行うものとする。

6 測定基図補正内容記入

測定基図データに今回の補正箇所を入力し、補正内容及び補正年度等を記入するものとする。

7 市道認定路線網図作成

市道認定路線網図データ（S=1/2, 500）を廃止・認定に伴い補正作業を実施するとともに、出力用データ（S=1/5, 000）を作成するものとする。

8 告示資料作成

市道路線区域変更・供用開始の告示資料を作成するものとする。

9 印刷製本

- a) 補正した市道認定路線網図データ（S=1/2, 500）を縮小（A2 サイズ、S=1/5, 000）し、インクジェットプロッタにてカラー出力するものとする。また、出力した市道認定路線網図（S=1/5, 000）は西部（城島町・三瀨町）、中部（旧久留米市）、東部（北野町・田主丸町）の地区毎に製本するものとする。

10 道路台帳調書閲覧システム等データ更新

道路台帳調書閲覧システムのデータ更新、公共用地財産管理システムのデータ更新を行うものとする。

第6条 検査

検査は、「発注者」の立会のもとで行い、工程毎に随時必要に応じて行うものとし、再測量の必要がある場合には、「発注者」の指示に従い、「受注者」は直ちに点検及び修正を行い、再検査を受けなければならない。

第7条 成果物

1 本業務の成果物の提出は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| a) 業務報告書 | 一式 |
| b) 補正地形図データ（数値地形図データ及び shape データ） | 一式 |
| c) 補正測定基図データ（DXF データ及び shape データ） | 一式 |
| d) 市道認定路線網図データ（shape データ） | 一式 |
| e) 市道認定路線網図製本（S=1/5,000） | 一式 |
| f) R7 年度測定基図補正内容入力データ（shape データ） | 一式 |
| g) 告示資料（区域変更・供用開始） | 一式 |
| h) 補正道路台帳調書
（調書データ・道路施設管理台帳含む） | 一式 |
| i) 補正箇所一覧表（紙・PDF データ） | 一式 |
| j) 補正箇所の道路台帳（紙・PDF データ） | 一式 |
| k) 補正箇所図面（紙・PDF データ） | 一式 |

位置図

